

# ごみの不法投棄は禁止されています！



## ○不法投棄禁止

何人も、みだりにごみを捨てることは法律により禁止されています。しかし、ごみを山林・河川・空き地等に捨てる人が存在しています。このごみを捨てる行為が不法投棄です。不法投棄は、景観を損なうだけでなく、環境を汚染したり破壊したりするなど生活環境に悪影響を与え、絶対に許されない行為です。

## ○不法投棄の罰則

不法投棄は犯罪行為です。たとえ捨てたごみがちょっとした家庭ごみであっても、この行為は不法投棄であり犯罪行為です。厳しい処罰の対象となります。個人の場合は、5年以下の懲役もしくは1,000万円(法人の場合、3億円)以下の罰金又はその併科に処されます。

## ○不法投棄の影響

ごみの不法投棄は、地域の土壌や水質に重大な影響を与えかねません。またごみを撤去回収し処理するには、多くの労力とお金がかかります。これらの処理費用は、私たちの貴重な税金で賄われる場合があります。

## ○ごみを捨てさせない

不法投棄は、もちろん捨てる人が悪いのですが、不法投棄をさせないために日頃からごみを捨てられないような環境づくりが必要です。ごみはごみと呼びます。ごみが捨てられ、そのまま放置していると次から次へ捨てられることとなります。早めの撤去回収が必要です。皆さんが所有する土地などで管理が行き届いていないと、ごみを捨てる者にとっては、恰好のごみ捨て場となります。捨てられたごみについては、捨てた人がわからない場合は土地の管理者(土地の所有者又は使用者)が撤去回収し、処理することとなります。どうして他人が勝手に捨てたごみを処理しなければならないのか納得するのは難しいですが、やはり、自分の土地は自分自身で管理し守るしかありません。土地の管理者にあっては、ごみを捨てられないために適正な土地の管理をお願いします。

## ○市民みんなで不法投棄の監視をしよう

市では、市民の皆様と不法投棄のない地域づくりを目指し、不法投棄防止パトロール等を実施しています。不法投棄を見つけたら市役所環境課・振興事務所・警察へ連絡してください。不法投棄の多くは人の目を避けて、夜間や人気のない場所で行われます。美しい地域を守るため地域ぐるみで監視しましょう。ごみを捨てる人に声をかけることができなくても、例えば自動車のナンバーを覚えておくだけでもいいのです。自分たちの地域は自分たちで守りましょう。

連絡先 … 郡上市役所環境課 67-1833

大和振興事務所 88-2211 白鳥振興事務所 82-3111 高鷲振興事務所 72-5111

美並振興事務所 79-3111 明宝振興事務所 87-2211 和良振興事務所 77-2211

郡上警察署 67-0110